

遺言書を作成しましょう!

～ “相続” が “争続” とならないために～

Q 遺言は何のためにするのですか？

1 遺言の意義

遺言とは、自分が生涯をかけて築き、かつ、守ってきた大切な財産を、最も有効・有意義に活用してもらうために行う遺言者の意思表示です。

2 遺言による相続争いの防止

世の中では、遺言がないために、相続をめぐり、親族間で争いの起こることが 少なくありません。しかし、今まで仲の良かった者が、相続をめぐって骨肉の争いを起こすことほど、悲しいことはありません。

遺言は、上記のような悲劇を防止するため、遺言者自らが、自分の残した財産の帰属を決め、相続をめぐる争いを防止しようとする目的があります。また、大切な遺族に対して「最期のメッセージを遺す」という意味もあります。

Q 遺言の必要性が高い場合とは？

一般的に言えば、ほとんどの場合において、遺言者が、ご自分の家族関係や状況をよく頭に入れて、それにふさわしい形で財産を承継させるように遺言をしておくことが、遺産争いを予防するため、また、後に残された者が困らないために、必要なことであると思います。とりわけ、次の①から⑦までのような場合には、遺言をしておく必要性が高いといえるでしょう。

- ①夫婦の間に子供がない場合 ②再婚をし、先妻の子と後妻がいる場合 ③長男の嫁に財産を分けてやりたい場合 ④家業等を継続させたい場合 ⑤内縁の妻の場合 ⑥家族関係に応じた適切な財産承継をさせたい場合 ⑦相続人が全くいない場合

Q 遺言には、どのような種類があるの？

遺言の種類には、① **公正証書遺言**、② **自筆証書遺言**、③ **秘密証書遺言**の3種類があります。

遺言は、遺言者の死亡後に、その意思を確実に実現させる必要があるため、**3種類の遺言のいずれについても、法律によって厳格な方式が定められています**。その方式に従わない遺言は、全て無効となります。「あの人は、生前にこう言っていた」などといっても、また、録音テープやビデオで録音や録画をしておいても、それらは、遺言として、法律上の効力がありません。

遺言の相談・作成手続は、専門家の司法書士へ

かつむら司法書士・行政書士事務所

〒410-2318 静岡県伊豆の国市白山堂 408 番地の 18

司法書士 行政書士 勝村宏樹

TEL : 0558-76-6131 FAX : 0558-76-6132

email : info@ksgoffice.jp HP : <https://ksgoffice.jp/>



Q 公正証書遺言と自筆証書遺言の違いは？

遺言書としてよく使われる **公正証書遺言**と **自筆証書遺言**は次のような違いがあります。

	公正証書遺言 (民法 969 条)	自筆証書遺言 (民法 968 条)	
		遺言書保管制度 (※1) あり	遺言書保管制度なし
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ○公証人関与の下、2人以上の証人が立ち会って行います。 ○公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性確認、遺言内容の助言等を行います。 ○遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合、公証人が出張して作成できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺言者本人 (15 歳以上) が 遺言書の全文 (財産目録を除く。)、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができます。 ○証人は不要です。 	
保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ○原本は公証役場において厳重に保管されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○法務局 (遺言書保管所) で預かり、厳重に保管されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適宜の方法で保管します。
費用 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ○財産の価格に応じた手数料がかかります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保管申請手数料は 3,900 円です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○不要
家庭裁判所の検認	<ul style="list-style-type: none"> ○不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要
死亡時の通知制度	<ul style="list-style-type: none"> ○なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○なし

※1「**遺言書保管制度**」は、法務局 (遺言書保管所) が遺言書を保管する制度です。

※2 司法書士等の専門家に手続を依頼した場合は、**別途報酬**が必要です。

Q 遺言は、いつするべきでしょうか？

1 万一に備えて家族のために

遺言は、死期が近づいてからするものと思っている方がいますが、それは全くの誤解です。人は、いつ何時、何があるかも分かりません。いつ何があっても、残された家族が困らないように配慮し、遺言書を作成することが望ましいといえます。その点では、生命保険に似ています。つまり、**遺言は、自分が元気なうちに、大切な家族のために、自分に万一のことがあっても、残された者が困らないように作成しておくべきことをお勧めします。**最近では、かなり若い人でも、海外旅行に行く前などに遺言書を作成しておく例も増えています。遺言は、後に残される家族に対する最大の思いやりなのです。

2 判断能力がある元気なうちに

遺言は、判断能力があるうちは、死期が近くなってもできますが、**判断能力がなくなってしまうと、もう遺言はできません。**遺言をしないうちに、判断能力がなくなったり、死んでしまったりしては、取り返しがつきません。そのために、家族の悲しみが倍加する場合もあるでしょう。遺言は、元気なうちに、後の備えとして、これをしておくことが望ましいといえるでしょう。遺言は、満 15 歳以上であれば、いつでもできます。

Q 遺言の取消し (撤回) や変更は、できますか？

1 撤回や変更も可能

遺言は、人の最終意思を保護しようという制度ですので、取消し (法律上は、遺言の取消しのことを「撤回」といいます。) や変更は、**いつでも、また、何回でも**できます。遺言書を作成した時点では、それが最善と思って作成した場合でも、その後の家族関係を取り巻く諸状況が変化し、あるいは心境が変わったり、考えが変わったりして、遺言を撤回し、または変更したいこともあると思います。さらに、財産の内容が大きく変わったとき等も、多くの場合、書き直した方がよいといえるでしょう。

2 撤回や変更のための新たな遺言

以上のように、遺言は、**遺言書作成後の諸状況の変化に応じて、いつでも、自由に、撤回や変更をすることができます。**ただ、遺言の撤回や変更は、必ず新たな遺言の形式 (自筆証書であるか、公正証書であるかの種類は問いません。) である必要があります。その場合、新たに作成する種類の遺言の方式に従って、適式にされなければなりません。